

高齢受給者証と資格情報のお知らせを郵送

国民健康保険(国保)に加入している70歳以上75歳未満の人には次のものを郵送しました。

- ①従来の保険証か資格確認書の所有者=高齢受給者証
 - ②マイナ保険証の所有者=資格情報のお知らせ
- 8月1日以降に医療機関を受診する際、従来の保険証か資格確認書を

使用する場合は、高齢受給者証と一緒に窓口へ提示してください。

資格情報のお知らせは、マイナ保険証が機械トラブル等で資格確認ができない場合に窓口で提示することで受診ができます。

※高齢受給者証の有効期限は令和7年12月1日まで。70歳以上75歳未満の人の資格情報のお知らせの有

効期限は、令和8年7月末まで。ただし、有効期限までに75歳になる人は、誕生日の前日までが期限となり、それ以降は後期高齢者医療制度の被保険者となります。

■高齢受給者証と資格情報のお知らせの自己負担割合

- ①2割負担=住民税課税所得が145万円未満の人

- ②3割負担(現役並み所得者)=同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保の被保険者がいる人
- ※70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は2割負担となります。また、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合も2割となります。

限度額適用認定証を交付

入院や外来で医療費が高額になる人は、国保医療課で限度額適用認定証の交付申請をしてください。

この認定証を医療機関の窓口で提示すると、ひと月当たりの支払いが、その世帯の負担区分の限度額(表1・表2)までになります。

※70歳以上75歳未満の人で「現役並みⅢ」と「一般」区分の人は、高

齢受給者証が限度額適用認定証を兼ねるため、申請不要です。また、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入済みの医療機関では、マイナ保険証を利用すれば医療費が限度額までとなり、限度額適用認定証の提示は不要です(所得情報が不明な場合は申告が必要)。

1 70歳未満の自己負担限度額(月額)

区分		医療費の自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降(※2)
住民税課税世帯	上位所得者	基礎控除後の総所得901万円超 252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
	一般	基礎控除後の総所得600万円超~901万円以下 167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
	一般	基礎控除後の総所得210万円超~600万円以下 80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
	一般	基礎控除後の総所得210万円以下 57,600円	
住民税非課税世帯(※1)		35,400円	24,600円

※1...同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人。

※2...過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

2 70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

区分		医療費の自己負担限度額		
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※5)
住民税課税世帯	現役並み所得者(※1)	現役並みⅢ(課税所得690万円以上) 252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%		140,100円
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%		93,000円
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%		44,400円
	一般(※2)	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ(※3)	8,000円		24,600円
	低所得Ⅰ(※4)			15,000円

※1...同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は「一般」となります。なお、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の総所得の合計額が210万円以下の場合には「一般」となります。

※2...現役並み所得者と低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。

※3...同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)。

※4...同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算、給与所得者は給与所得からさらに10万円を控除)を差し引いたときに0円となる人。

※5...過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

住宅耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額を減額します。

■減額要件

- ▶昭和57年1月1日以前から存在する住宅である
- ▶令和8年3月31日までに現行の耐震基準に適合した改修工事を行い、改修費用が50万円を超えるもの

■減額期間 改修工事が完了した年の翌年度から、次の家屋の固定資産

税額を減額します。

- ▶令和8年3月31日までに改修工事が完了=1年間
- ▶通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了=2年間
- 減額する額 1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の2分の1相当額を減額(改修により、認定長期優良住宅に該当した場合は3分の2相当額)
- 手続き 改修工事完了後3カ月以

内に、次の書類を提出してください。

- ▶住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書
- ▶地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した耐震基準に適合した家屋であることを示す証明書
- ▶工事関係書類(工事明細書・領収書の写し等)

※認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書の写しも提出してください。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください(郵送の場合は写しを同封)。
※耐震改修軽減は、熱損失防止改修軽減またはバリアフリー改修軽減との併用不可。また、バリアフリー改修や熱損失防止改修を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係 (☎983-2480)

スマホ決済アプリ

8月からFamiPayが利用可能に

公金(保険料、上下水道料金、市税等)のスマホ決済アプリによる納付が、PayPay、auPAY、d払いに加え、8月からFamiPayでも支払いが可能になります。

公金の納付書に記載されているバーコードをスマホのカメラで読み取り、電子マネーで決済を行うことが

できます。なお、バーコードがないものや、納期限を過ぎた納付書は利用できません。

詳しくは、各公金担当課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

- ☎▶国民健康保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)=国保医療課(国保:☎983-2962、後期:☎983-2976)
- ▶介護保険料(普通徴収)=高齢介護課(☎983-1328)
- ▶市営住宅等の住宅使用料および駐車場使用料=住宅管理課(☎983-5767)
- ▶上下水道料金=経営課(☎983-5216)
- ▶市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)=税務課(☎983-2481)

■市税・国民健康保険料の納付は納期限までに納付を!

市・府民税(第2期分)・国民健康保険料(第3期分)の納期限は9月1日(月)です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、auPAY、d払い、FamiPay)、地方税お

支払サイト(※)、市役所で納付してください。
※市民税・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の税目に関り、地方税お支払サイトで納付い



ただけます。詳しくは左記の二次元コードから。

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)

を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

☎市税に関すること=税務課市民税係(☎983-2481)、国民健康保険料に関すること=国保医療課国保年金係(☎983-2962)